1. 令和2年度の保険料率と事業主・被保険者の負担割合について(令和2年3月1日適用)

健康保険料率は95%で据え置き、介護保険料率は1%引き上げ17%となります。

また、事業主と被保険者の負担割合については、健康保険料は変更ありませんが、介護保険料については事業主 52%、被保険者 48%となります。

負担区分	健康保険料率	
事業主(54%)	51. 30/1000	
被保険者(46%)	43. 70/1000	
合計 (100%)	95.00/1000	

負担区分	介護保険料率	
事業主(52%)	8.84/1000	
被保険者(48%)	8. 16/1000	
合計 (100%)	17. 00/1000	

2. 健康保険料率の内訳について(令和2年3月1日適用)

健康保険料率の内訳(基本保険料・特定保険料・調整保険料)は以下のとおりです。

# ** /P!	甘土/口10分约	医療の給付や保健事業の費用等を賄	保険料率
- 般保険料 - 株字保険料	うための保険料	60. 244/1000	
	特定保険料	高齢者の医療を支えるための費用等	保険料率
特处 例	付足体例付	を賄うための拠出等にあてる保険料	33. 456/1000
調整保険料		各健康保険組合間の相互扶助	保険料率
		台 健康 休 陕 祖 古 间 少 相 互 (大 切	1.3/1000

3. 平均標準報酬月額について

平均標準報酬月額は、23 等級 320,000 円で令和1年度と変更ありません。

※任意継続被保険者に上の「保険料率」及び「平均標準報酬月額」が適用されるのは、 令和2年4月1日です。